

一般社団法人日本市場創造研究会
『市場創造研究 梅澤伸嘉賞』審査規定

2018年9月18日一部改訂

(目的)

1. この規定は、『市場創造研究』に掲載された「査読付論文」および「査読付研究ノート」から「市場創造研究 梅澤伸嘉賞」(以下、「梅澤賞」)を選出するための手続きと審査基準等について定めるものである。

(対象論文)

2. 本審査の対象となる論文は対象巻に掲載されている「査読付論文」および「査読付研究ノート」(以下、「論文等」)に限る。

(審査員)

3. (1) 審査員は編集委員および一般社団法人日本市場創造研究会の会長・副会長・代表理事・事務局長・副事務局長が務めることとする。
(2) (1)の審査員を授賞論文選定委員(以下、選定委員)と定め、この中から委員長を1名任命する。

(一次審査の方法)

4. 一次審査は選定委員が各1票を持つ投票で行なうものとする。
5. 選定委員は6. に掲げる「審査・判定基準」を参考にして、2. にある対象論文を評価し、「梅澤賞」に最もふさわしいと認めるものに1票を投じる。

(審査・判定基準)

6. (1) 「成功商品開発」もしくは「市場創造」に役立つ内容であるか。
(2) ビジネス上の有用性・発展性があるか否か。
(3) アカデミックな貢献があるか否か。
(4) 新規性・独創性があるか否か。

(授賞論文の決定)

7. 「梅澤賞」は一次審査結果をもとに選定委員にて協議し、最もふさわしいと認められた「論文等」1本に与えるものとする。
8. 7. において意見がわかれた場合には、選定委員長が最終決定を下すものとする。

附則

- (1) この規定は、2015年12月1日から施行する。
- (2) 2016年8月10日一部改訂
- (3) 2018年9月18日一部改訂

以上